

1 ③ 一事不再理（憲法 39 条）とは、いったん無罪判決が確定した行為について、改めて有罪とすることができないことをいう。したがって、いったん不起訴になった者を起訴することを妨げるものではない。

2 ⑤ 都道府県公安委員会は、都道府県の機関として、都道府県議会及び住民の監督を受ける。したがって、例えば、住民による監査請求や解職請求を受けることもある。

3 ② 正当防衛は侵害行為そのものの排除を目的とするから、侵害行為の終了後に正当防衛が成立するということはあり得ない。物を盗まれてしまった後にこれを取り返す行為は、正当防衛ではなく、自救行為に当たる。

4 ④ 犯罪捜査規範 99 条は「捜査は、なるべく任意捜査の方法によって行わなければならない。」と規定しており、任意捜査の方法によってその目的を達成し得る場合は、任意捜査の方法を優先的に採用すべきものとされている。なお、強制捜査によらなければ捜査の目的を達成することができない場合には、当然、強制捜査によるべきこととなる。

5 ① 拾得者が急いでいるなどの理由で拾得物件預り書を交付できない場合であっても、拾得者から氏名、住所等を聴取する。なお、拾得物件預り書が交付できない場合の受理手続は、あくまで例外的な措置である。

6 ④ 届出人その他関係者に対する発見の通知の要否は、行方不明者届を受理した警察署長により判断されるべきものであるから、発見場所を管轄する警察署長は、行方不明者に対して届出人への連絡を促すなどの措置を執るべきものの、自ら届出人その他関係者に対して連絡しないものとされている。

7 ③ 警らは、通常、単独で行うことが多い。この点、受傷事故防止の観点等から 2 人以上共同して行うことも認められているが、だからといって複数警らを必ず行わなければならないわけではない。

8 ① 少年被疑者の公開捜査は、捜査段階において少年の氏名等が周知されることになるため、慎重な配慮が必要となるが、少年自身の保護と社会的利益との均衡、捜査の必要性等の諸要素を総合的に勘案してその要否を判断し、必要かつ適切と認められる場合には、例外的にこれを行うことが許される。

9 ② 交通街頭活動中における受傷事故は、道路上や車両の前後への不用意な進出、交通整理員や資機材の不適切な配置等が主要な発生原因となっているところ、車両の進路上に立ち塞がるなど身を挺しての停止行為は絶対に行ってはならない。

10 ⑤ ニッチとは「隙間」のことをいい、大企業や競合他社が参入していない市場を「ニッチマーケット」ともいう。枝文は「ヘッジ」の説明である。